

国立大学法人奈良教育大学の役員報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

常勤役員にかかる俸給および期末特別手当の額については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、増減できると定めている。

平成17年度については、常勤役員の職務実績及び法人としての業務実績等を総合的に判断した結果、俸給および期末特別手当の額の増減は行わなかった。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> ・俸給について、国の指定職俸給表に準拠し、12月1日以降、0.3%の引き下げを行った。 ・期末特別手当の支給割合について、国は期末特別手当の12月期における支給割合を引き上げたが、本学は引き上げを行わなかった。 ・俸給について、国の指定職俸給表に準拠し、12月1日以降、0.3%の引き下げを行った。 ・期末特別手当の支給割合について、国は期末特別手当の12月期における支給割合を引き上げたが、本学は引き上げを行わなかった。 	
理事		
理事(非常勤)		改定なし
監事		該当者なし
監事(非常勤)		改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	18,189	12,482	5,232	91 (通勤手当) 384 (調整手当)		
理事 (1+10/12人)	26,084	17,132	7,693	82 (通勤手当) 410 (単身赴任手当) 767 (調整手当)	6月1日 1名	
理事 (非常勤) (1人)	600	600	0	0 ()		
監事 (0人)				()		
監事 (非常勤) (2人)	1,550	1,550	0	0 ()		

注1: 年度途中で就任した理事については、1月を1/12人と換算して記載した。

注2: 「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、当法人の予算の範囲内で、当法人の給与規則に則り、人件費の効率的かつ適正な運用に努める。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

「一般職の職員の給与に関する法律」等の国家公務員の給与制度を参考として、社会一般の情勢を踏まえつつ、給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績に応じて、昇給、昇格及び降格を実施している。また、賞与については、支給割合を増減させることにより、勤務に対する評価を反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における、その者の勤務成績に応じて支給する。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	1年間を良好な成績で勤務した教職員は、1号俸上位の号俸に決定することができる。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇格	特に勤務成績が優秀で、かつ当法人が定める基準を満たす教職員は、上位の級に決定することができる。(国家公務員の給与制度に準拠)
降格	勤務成績が不良な教職員は、下位の級に決定することができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)
特別昇給	特に良好な成績で勤務した教職員は、1号俸又は2号俸上位の号俸に決定することができる。(国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

各俸給表について、12月1日以降、一律0.3%の引き下げを実施した。

12月期の勤勉手当支給割合について、0.025月分の引き上げを実施した。
(0.7月分 0.725月分)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	208	48.2	8,199	5,904	142	2,295
事務・技術	49	45.3	6,355	4,647	177	1,708
教育職種 (大学教員)	102	51.1	9,576	6,810	148	2,766
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属義務教育学校教員)	53	45.6	7,407	5,428	90	1,979
教育職種 (外国人教師等)	1					
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	1					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
非常勤職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						

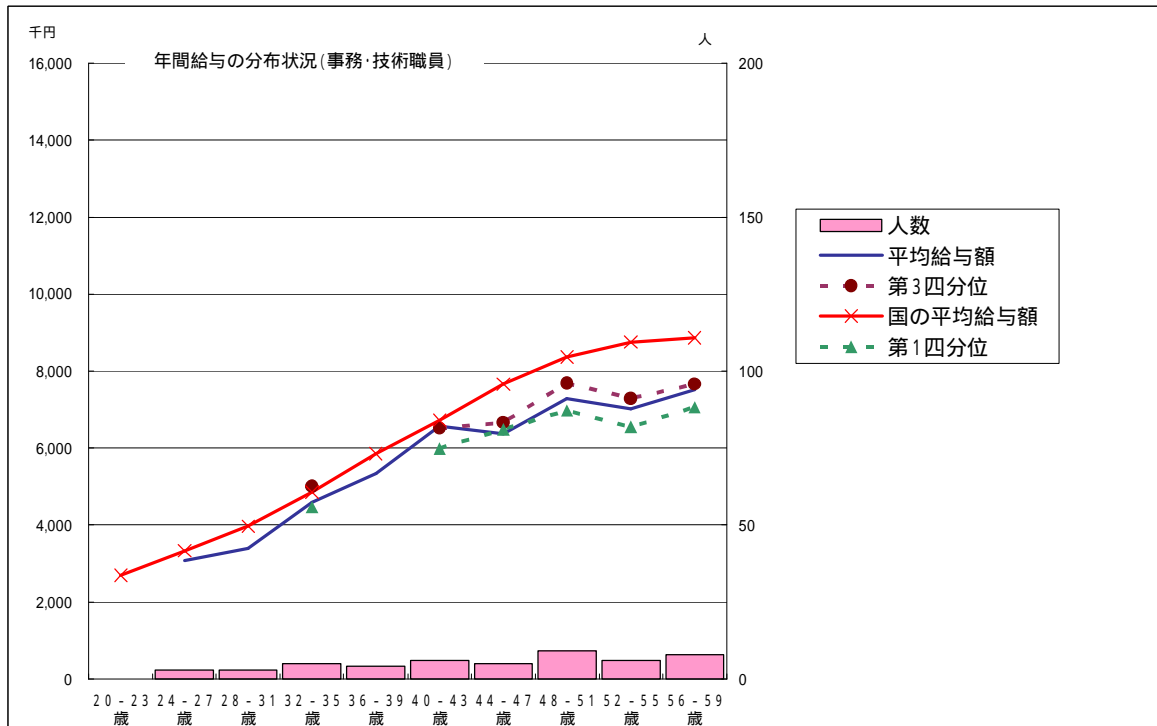
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3:常勤職員の技能・労務職種、教育職種(外国人教師等)、その他医療職種(医療技術職員)及びその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

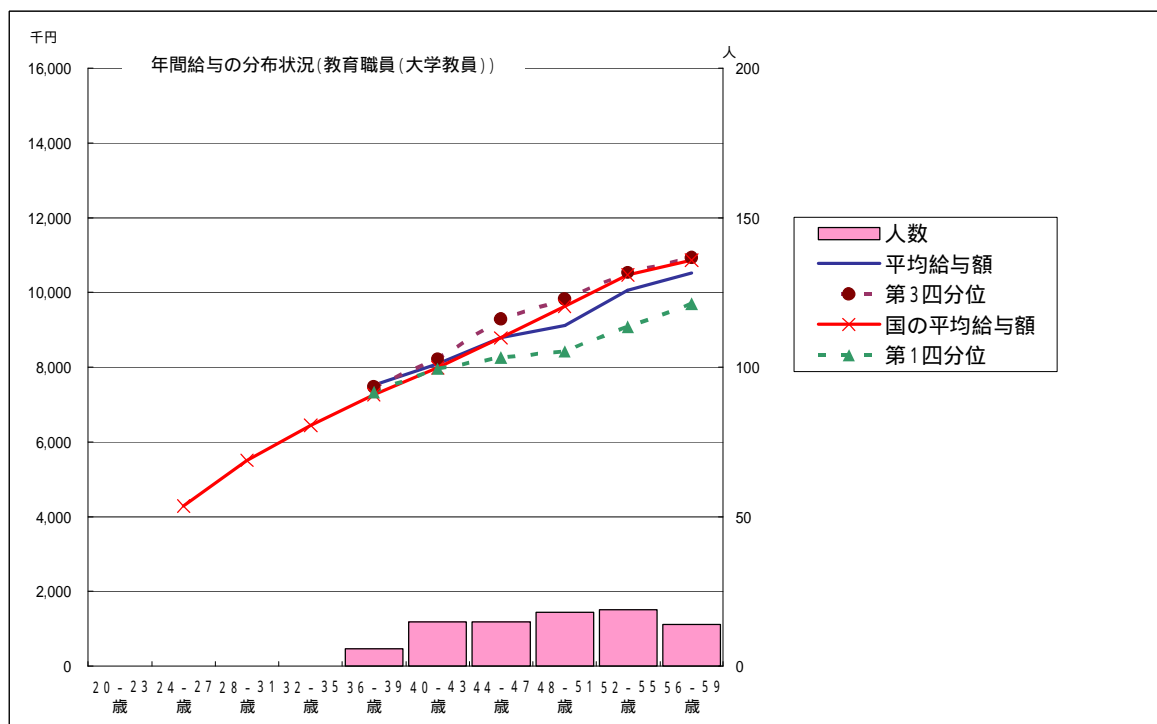
年間給与の分布状況（事務・技術職員/教育職員(大学教員)）
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。]

(事務・技術職員)



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。
 注2: 年齢24～27歳、年齢28～31歳及び年齢36～39歳は該当者が4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1四分位及び第3四分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
課長	7	51.8	8,033	8,303	8,586
課長補佐	8	54.5	6,992	7,295	7,419
係長	23	45.5	5,862	6,224	6,734
主任	3	41.8	—	4,993	—
係員	8	30.9	2,997	3,517	3,509

注:主任の該当者が3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位及び第3分位については記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	58	55.7	9,720	10,314	10,832
助教授	44	45.1	7,977	8,260	8,479

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長副課長	副課長課長	課長
人員(割合)	49人	4人 (8.2%)	5人 (10.2%)	24人 (49.0%)	7人 (14.3%)	7人 (14.3%)	2人 (4.1%)
年齢(最高～最低)		29～25歳	44～30歳	59～34歳	58～49歳	59～42歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,277～2,190千円	3,962～2,433千円	5,234～3,581千円	5,280～4,996千円	6,423～5,397千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		3,135～2,997千円	5,407～3,350千円	7,187～4,955千円	7,419～6,992千円	8,586～7,559千円	～千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	課長	事務局長	事務局長
人員(割合)		該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)		～歳	～歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	～千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	～千円	～千円	～千円

注：6級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授	教授
人員(割合)	102人	該当者なし	該当者なし	該当者なし	44人 (43.1%)	58人 (56.9%)	該当者なし
年齢(最高～最低)		～歳	～歳	～歳	57～36歳	64～44歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	～千円	～千円	7,014～5,158千円	9,026～5,800千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	～千円	～千円	9,690～7,238千円	12,590～8,254千円	～千円

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.4	% 68.3	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.6	% 31.7	% 32.6
	最高～最低	% 35.8～31.9	% 34.0～29.8	% 33.7～30.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.6	% 69.1	% 67.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.4	% 30.9	% 32.1
	最高～最低	% 36.4～31.1	% 34.0～29.0	% 33.7～30.0

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 66.8	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 33.2	% 33.8
	最高～最低	% 36.4～32.4	% 34.0～30.3	% 35.1～31.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.5	% 68.7	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.5	% 31.3	% 32.4
	最高～最低	% 36.4～32.0	% 34.0～29.8	% 35.1～30.9

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

87.3

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

101.3

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(教育職員(大学教員))

对国家公務員(平成15年度の教育職(一))

97.7

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

96.6

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年 度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,033,850	千円 2,056,280	千円 (%) 22,430 (1.1)	千円 (%) 22,430 (1.1)
退職手当支給額 (B)	千円 288,824	千円 274,379	千円 (%) 14,445 (5.3)	千円 (%) 14,445 (5.3)
非常勤役員等給与 (C)	千円 174,950	千円 156,540	千円 (%) 18,410 (11.8)	千円 (%) 18,410 (11.8)
福利厚生費 (D)	千円 266,226	千円 264,275	千円 (%) 1,951 (0.7)	千円 (%) 1,951 (0.7)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 2,763,850	千円 2,751,474	千円 (%) 12,376 (0.4)	千円 (%) 12,376 (0.4)

注:「非常勤役員等給与」においては、人材派遣契約に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額が対前年度比 1.1%に至った主な理由は、平成17年3月31日定年退職等に伴う欠員の不補充(大学教員2、事務・技術職員2)によるものである。

給与、報酬等支給総額が減額となったにも関わらず、最広義人件費が対前年度比0.4%に至った主な理由は、当年度において、退職手当支給額が増加したこと、及び人材派遣契約に係る費用が増加したことによるものである。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

中期目標において、経費の抑制に関する目標として、『「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う』と明記した。さらに、中期計画において、その具体的方策として、『総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る』と明記した。

また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与制度を参考に、平成18年4月1日以降、俸給の引き下げ[一般職俸給表(一)は平均 4.8%(国の行政職俸給表(一)に相当)、教育職俸給表(一)は平均 5.4%]を実施するなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取組んでいる。

平成17年度の給与、報酬等支給総額 2,033,850 千円
平成17年度の人件費予算相当額 2,152,386 千円

法人が必要と認める事項

特になし